

議案第31号

読谷村監査委員条例の一部を改正する条例

読谷村監査委員条例（昭和47年読谷村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第3条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

（議員のうちから選任される監査委員）

第3条 監査委員は、村議会議員のうちから選任しない。

（代表監査委員）

第4条 代表監査委員は、監査委員が協議して決定する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實